

仮訳

保健省告示(377号) 仏暦 2559年 (西暦 2016年)
件名 BSE リスクを伴う食品輸入原則及び条件の規定

消費者の安全を保護するために BSE リスクを伴う食品の管理策をより適切に改正することが望ましく、また、BSE リスクステータスを規定した国際獣疫事務局(World Organisation for Animal Health 又は Office International des Épizooties, OIE)のガイドラインに適応させるため、さらに BSE リスクに関する規定及び条件の変更があった。

仏暦 2522 年(1979 年)食品法第 5 条第 1 段落及び第 6 条(7)(8)及び(9)の権限を根拠に保健大臣は次の通り告示を発する。

第1項 下記の告示を廃止する。

- (1) 仏暦 2549 年(2006 年)保健省告示(296 号)BSE リスクを伴う食品 仏暦 2549 年(2006 年)1 月 13 日
- (2) 仏暦 2559 年(2016 年)保健省告示(375 号)BSE リスクを伴う食品 仏暦 2559 年(2016 年)4 月 1 日

第 2 項 この告示において

「BSE のリスクステータス」とは、当該国又は地域の牛の BSE のリスクをいう。リスクステータスは次の 3 つのカテゴリーに分類される。

- (1) カテゴリー1 BSE リスクが非常に少ない国又は地域(Negligible BSE Risk)
- (2) カテゴリー2 BSE リスクが管理できる国又は地域 (Controlled BSE Risk)
- (3) カテゴリー3 BSE リスクがまだ評価されていない国又は地域 (Undetermined

BSE Risk)

国又は地域リストは、本告示末尾の添付リストに従う。

「牛肉 (Meat)」とは、肉、皮、脂、内臓、骨、乳、血液、胆汁又は扁桃など食品として消費するのに使用する牛の各部分を指す。

「生鮮牛肉 (Fresh Meat)」とは、感覚的、物理的・化学的特性を復元することが不可能な状態まで変化させる何らかの工程又はプロセスを経していない牛肉をいう。これには、冷凍牛肉、冷蔵牛肉又は牛挽肉が含まれる。

「牛肉製品 (Meat Products)」とは、ソースに漬けた生鮮肉、塩水に漬けた牛の内臓、ソーセージ、ゼラチン又はコラーゲンなど感覚的、物理的・化学的特性を元に戻すことが不可能な状態まで変化させる何らかの工程又はプロセスを経た牛肉をいう。また、牛由来のゼラチンカプセルを使用した健康補助食品、コラーゲン含有飲料、ゼラチンを含む菓子又はゼリー菓子など牛肉製品を成分に含む食品を含む。

(注 1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注 2) 原典については、下記をご覧ください。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P377.PDF

第3項 次の生鮮牛肉及び牛肉製品は、国又は地域カテゴリーに従った BSE リスクステータスに関する条件なしで輸入できる食品とする。

- (1) 乳、乳製品及び皮
- (2) 皮由来のゼラチン及びコラーゲン
- (3) 不溶性汚染物質が重量の 0.15%以下の抽出脂肪 (tallow) 及び抽出脂肪の派生物 (tallow derivatives)
- (4) たんぱく質または脂肪を含有しない第二リン酸カルシウム
- (5) 次のと畜及び解体工程が行われた牛由来の脱骨牛肉 (deboned skeletal muscle meat) (機械的に除去された骨に付着した部分の牛肉 (mechanically separated meat) は除く)
 - (A) と畜前の検査及びと畜後の残物、内臓検査 (ante- and post- mortem inspections) において、BSE でないこと又は BSE である疑いがないことが確認され、合格していること。また、と畜前に、頭蓋腔への圧縮空気又はガスを注入する方法 (injecting compressed air or gas into the cranial cavity)、又は頭蓋腔に穴をあける方法 (pithing process)、又は脳若しくは脊髄が引き裂かれたり分散したりするその他の方法を使わず気絶させること (stunning process)。
 - (B) 下記がなく、汚染がないこと。
 - 1) カテゴリー2 からのすべての月齢の牛由来の扁桃、回腸、月齢 30 ヶ月以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨、脊柱
 - 2) カテゴリー3 からのすべての月齢の牛由来の扁桃、回腸、月齢 12 ヶ月以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨、脊柱
- (6) 牛の血液及び牛の血液の副産物 (blood and blood by-products) について、と畜前に、頭蓋腔への圧縮空気又はガスを注入する方法 (injecting compressed air or gas into the cranial cavity)、又は頭蓋腔に穴をあける方法 (pithing process)、又は脳若しくは脊髄が引き裂かれたり分散したりするその他の方法を使わず気絶させた (stunning process) 牛由来であること。
- (7) (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 又は (6) が含まれた牛肉製品

第4項 次の生鮮牛肉及び牛肉製品は、場合により、国又は地域カテゴリーに従った BSE リスクステータスに関する条件付きで輸入できる食品とする。

- (1) 第3項に従った食品ではない生鮮牛肉及び牛肉製品は、次の条件を有する。
 - (A) カテゴリー1
 - 1) 反すう動物由来の肉骨粉 (meat and bone meal, MBM) 又は脂かす (greaves) の反すう動物への給与禁止措置後に出生した牛由来であること。

- 2) 上記の牛は、と畜前に病気の検査及びと畜後の残物、内臓検査(ante- and post- mortem inspections)を実施し、BSE でないこと又はBSE である疑いがないことが確認されていること。
- (B) カテゴリー2
- 1) (A)と同じ条件(但し、と畜前に、頭蓋腔への圧縮空気又はガスを注入する方法(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)、又は頭蓋腔に穴をあける方法(pithing process)、又は脳若しくは脊髄が引き裂かれたり分散したりするその他の方法を使わず気絶(stunning process)させていること。)
 - 2) 下記がなく、汚染がないこと。
 - A) すべての月齢の牛由来の扁桃、回腸
 - B) 月齢 30 ヶ月以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨、脊柱
 - C) 月齢 30 ヶ月以上の牛由来の機械的に除去された頭蓋骨、脊柱(skull and vertebral column)の付着部分からの牛肉(mechanically separated meat)
- (C) カテゴリー3
- 1) 反すう動物由来の肉骨粉(meat and bone meal, MBM)又は脂かす(greaves)を給与されていない牛由来であること。
 - 2) と畜前に病気の検査及びと畜後の残物、内臓検査(ante- and post- mortem inspections)を実施し、BSE でないこと又はBSE である疑いがないことが確認されていること。また、と畜前に、頭蓋腔への圧縮空気又はガスを注入する方法(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)、又は頭蓋腔に穴をあける方法(pithing process)、又は脳若しくは脊髄が引き裂かれたり分散したりするその他の方法を使わず気絶(stunning process)させていること。
 - 3) 下記がなく、汚染がないこと。
 - A) すべての月齢の牛由来の扁桃、回腸
 - B) 月齢 12 ヶ月以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨、脊柱
 - C) 月齢 12 ヶ月以上の牛由来の機械的に除去された頭蓋骨、脊柱(skull and vertebral column)の付着部分からの牛肉(mechanically separated meat)
 - D) 脱骨工程中の神経組織及びリンパ組織(nervous and lymphatic tissues)
- (2) 骨由来のゼラチン及びコラーゲンは、次の条件を有する。
- (A) カテゴリー1 BSE リスクステータス カテゴリー1 の国又は地域の牛由来であること。
 - (B) カテゴリー2 及びカテゴリー3
 - 1) と畜前に病気の検査及びと畜後の残物、内臓検査(ante- and post- mortem inspections)を実施し、BSE でないこと又はBSE である疑いがないことが確認された牛由来であること。
 - 2) 月齢 30 ヶ月以上の牛由来の脊柱(vertebrae columns)部分がないこと。また、すべての月齢の牛の頭蓋骨(skulls)部分がないこと。

- 3) 骨は次のすべての段階を含む工程を経ていること。
- A) 脂肪除去 (degreasing)
 - B) 酸脱塩処理 (acid demineralisation)
 - C) 酸又はアルカリ処理 (acid or alkaline treatment)
 - D) ろ過 (filtration)
 - E) 138℃以上 4 秒以上の熱を通すことによる病気の原因物質の処理

3)については、例えば高温高压処理など病気の原因物質を削減できるこれらと同等又はそれ以上のその他の工程を使用してもよい。

(3) 第3項(3)に従った抽出脂肪(tallow)ではない抽出脂肪は次の条件を有する。

(A) カテゴリー1 BSE リスクステータス カテゴリー1の国又は地域の牛由来であること。

(B) カテゴリー2 と畜前に病気の検査及びと畜後の残物、内臓検査(ante- and post- mortem inspections)を実施し、BSE でないこと又はBSE である疑いがないことが確認された牛由来であること。及び、第5項(2)の(A)に従った生鮮牛肉から生産していないこと。

(4) 第3項(3)に従った抽出脂肪の派生物 (tallow derivatives)ではない抽出脂肪の派生物は次の条件を有する。

(A) カテゴリー1 BSE リスクステータス カテゴリー1の国又は地域の牛由来であること。

(B) カテゴリー2 次のいずれかの条件によって生産する又は由来であること。

1) (3)の(B)に従った抽出脂肪由来であること。

2) 高温高压の加水分解(hydrolysis)、鹼化(saponification)又はエステル交換反応(transesterification)によって製造されたものであること。

(C) カテゴリー3 高温高压の加水分解(hydrolysis)、鹼化(saponification)又はエステル交換反応(transesterification)によって製造されたものであること。

(5) 第3項(4)に従った第二リン酸カルシウムではない第二リン酸カルシウムは、次の条件を有する。

(A) カテゴリー1 BSE リスクステータス カテゴリー1の国又は地域の牛由来であること。

(B) カテゴリー2 及びカテゴリー3 (2)の(B)に従った工程により産生された骨由来のゼラチン製造由来の副産物であること。

(6) (1)、(2)、(3)、(4)又は(5)が含まれた牛肉製品は、含まれた生鮮牛肉及び牛肉製品の国又は地域の条件に従う。

第1段落に従った生鮮牛肉及び牛肉製品の輸入について、BSE 発生の国又は地域の家畜であるとの理由がある、又は報告がある場合、輸入者は畜産局の定めた輸入規定及び条件を遵守した証拠を輸入の都度、食品医薬品検疫所にて係官に提示しなければならない。

第5項 次の生鮮牛肉および牛肉製品は輸入禁止食品とする。

- (1) カテゴリー2
 - (A) すべての月齢の牛由来の扁桃、回腸
 - (B) 30 か月齢以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
 - (C) 月齢30ヶ月以上の牛由来の機械的に除去された頭蓋骨、脊柱(skulls and vertebral columns)の付着部分からの牛肉(mechanically separated meat)
 - (D) (A)、(B)又は(C)の汚染がある生鮮牛肉
 - (E) (A)、(B)、(C)又は(D)が含まれた牛肉製品
- (2) カテゴリー3
 - (A) すべての月齢の牛由来の扁桃、回腸
 - (B) 12 か月齢以上の牛由来の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
 - (C) 月齢12ヶ月以上の牛由来の機械的に除去された頭蓋骨、脊柱(skulls and vertebral columns)の付着部分からの牛肉(mechanically separated meat)
 - (D) 脱骨工程中の神経組織及びリンパ組織(nervous and lymphatic tissues)
 - (E) (A)、(B)、(C)又は(D)の汚染がある生鮮牛肉
 - (F) 第3項(3)に従った抽出脂肪(tallow)ではない抽出脂肪
 - (G) (A)、(B)、(C)、(D)、(E)又は(F)が含まれた牛肉製品

第6項 第3項(2)(3)又は(4)に従った牛肉製品及びその製品が含まれた食品の輸入について、輸入者は製造国の所管する政府機関又は製造国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関発行の、少なくとも次の内容を記した証拠又は証明書を輸入の都度、食品医薬品検疫所にて係官に提出すること。

- (1) 第3項(2)の食品は、皮由来
- (2) 第3項(3)の食品は、不溶性汚染物質が重量の0.15%以下

- (3) 第3項(4)の食品は、たんぱく質または脂肪を含有しない

第7項 第3項(5)(6)若しくは第4項(1)に従った生鮮牛肉輸入は、畜産局の家畜又は残物の原産地の検査に合格し、証明を受けなければならない。また、輸入者は、次の通り証拠又は証明書を輸入の都度、食品医薬品局にて係官に提示しなければならない。

- (1) 畜産局発行の家畜又は残物の原産地の検査及び証明の証拠若しくは証明書又は残物輸入許可の証拠
- (2) 場合により、第3項(5)(6)又は第4項(1)の規定若しくは条件に記す詳細を記した、製造国の所管する政府機関又は製造国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関発行の残物の衛生証明書(Health Certificate)の写し

第8項 第3項(5)(6)又は第4項に従った食品由来の牛肉製品の輸入については、輸入者は次の通り証拠又は証明書を輸入の都度、食品医薬品検査所にて係官に提示しなければならない。

- (1) 場合に応じ、次の通り牛由来の原料若しくは成分の検査の証拠または証明書
 - (A) 原料又は成分が生鮮牛肉である場合は、畜産局発行の家畜又は残物の原産地の検査及び証明の証拠若しくは証明書又は残物輸入許可の証拠を提示する。但し、上記の機関がその証拠又は証明書を発行することが出来ない限り、本告示に記す規定及び条件に従ったことを記した、その原料又は成分の製造国の所管する政府機関発行の家畜又は残物の原産地の検査及び証明の証拠または証明書若しくはこの製造国の権限を与えられた獣医が署名し、所管する政府機関から認可を受けた他の機関発行の家畜又は残物の原産地の検査及び証明の証拠または証明書を提示する。
 - (B) 原料又は成分が牛肉製品である場合は、本告示に記す規定及び条件に従ったことを記した、その原料又は成分の製造国の所管する政府機関若しくは所管する政府機関から認可を受けた他の機関発行の証拠又は証明書を提示する。但し、上記の機関がその証拠若しくは証明書を発行することが出来ない限り、次の通り証拠又は証明書を提示する。
 - 1) その原料又は成分の製造国の所管する政府機関、製造国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関又は国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, IAF)から認定を受け、かつ会員期間中である認定機関(Accreditation Body)により認定を受けた評価・認証機関(Certification Body)発行の次のいずれか一つの品質保証システム(Quality Assurance System)を備える原料又は成分の製造場所であることを示す、評価・認証の証拠又は証明書

- A) 国際食品規格委員会 FAO/WHO (CODEX) 規定の危害分析重要管理点システム (Hazard Analysis and Critical Control Point System)
 - B) 食品安全マネジメントシステム—フードチェーンの組織に対する要求事項 (Food Safety Management Systems—Requirements for any Organization in the Food Chain, ISO22000:2005)
 - C) 食品委員会の承認を受けた A) 又は B) と同等のその他の基準又はその他の国際システム
- 2) その原料又は成分の製造者の BSE リスク分析を含めた HACCP の企画 (HACCP plan) を添えて、1) に従った品質保証システム (Quality Assurance System) の証明書
- (2) 製造国の所管する政府機関又は製造国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関発行の少なくとも次の詳細を記した牛肉製品の衛生証明書又は証拠 (Health Certificate)
- (A) 場合に応じ、次の通り牛肉製品製造に使用する牛由来の原料又は成分の原産地
 - 1) 原料又は成分が生鮮牛肉である場合は、(1) (A) に記す内容に従い、と畜所、解体場及び国を記す。
 - 2) 原料又は成分が牛肉製品である場合は、(1) (B) に記す内容に従い、原料又は成分として使用する牛肉製品の製造所及び国を記す。
 - (B) この告示の内容に従った牛肉製品製造に使用する牛由来の原料又は成分の規定及び条件の詳細
 - (C) 材料保管、食品製造工程および食品保管中に BSE の原因物質の汚染がない。
- (2) に従った機関が証拠又は証明書を発行することが出来ない場合は、次の通り証拠若しくは証明書を使用してもよい。
- (1) 製造国の所管する政府機関、製造国の所管する政府機関から認可を受けた他の機関又は国際認定フォーラム (International Accreditation Forum, IAF) から認定を受け、かつ会員期間中である認定機関 (Accreditation Body) により認定を受けた評価・認証機関 (Certification Body) 発行の次のいずれか一つの品質保証システム (Quality Assurance System) を備える食品製造場所であることを示す、評価・認証の証拠又は証明書

- (A) 国際食品規格委員会 FAO/WHO (CODEX) 規定の危害分析重要管理点システム (Hazard Analysis and Critical Control Point System)
 - (B) 食品安全マネジメントシステム—フードチェーンの組織に対する要求事項 (Food Safety Management Systems—Requirements for any Organization in the Food Chain, ISO22000:2005)
 - (C) 食品委員会の承認を受けた(A)又は(B)と同等のその他の基準又はその他の国際システム
- (2) その牛肉製品の製造者の BSE リスク分析を含めた HACCP の企画 (HACCP plan) を添えて、(1) に従った品質保証システム (Quality Assurance System) の証明書

第9項 本告示は2016年7月21日より施行する。

2016年7月11日 告示

ピヤサコン・サコンサタヤートーン

保健省大臣

BSE リスクステータスの国又は地域リスト

保健省告示(377号) 仏暦 2559年(西暦 2016年) 件名 BSE リスクを伴う食品輸入原則及び条件の規定の末尾添付リスト

1. カテゴリー1 BSE リスクが非常に少ない国又は地域(Negligible BSE Risk)とは、

(1) アルゼンチン共和国(Argentina)	(26) リトアニア共和国(Lithuania)
(2) オーストラリア連邦(Australia)	(27) ルクセンブルク大公国(Luxembourg)
(3) オーストリア共和国(Austria)	(28) マルタ共和国(Malta)
(4) ベルギー王国(Belgium)	(29) メキシコ合衆国(Mexico)
(5) ブラジル連邦共和国(Brazil)	(30) ナミビア共和国(Namibia)
(6) ブルガリア共和国(Bulgaria)	(31) オランダ王国 (Netherlands)
(7) チリ共和国(Chile)	(32) ニューージーランド (New Zealand)
(8) コロンビア共和国(Colombia)	(33) ノルウェー王国(Norway)
(9) コスタリカ共和国(Costa Rica)	(34) パナマ共和国(Panama)
(10) クロアチア共和国(Croatia)	(35) パラグアイ共和国(Paraguay)
(11) キプロス共和国(Cyprus)	(36) ペルー共和国 (Peru)
(12) チェコ共和国(Czech Republic)	(37) ポルトガル共和国 (Portugal)
(13) デンマーク王国(Denmark)	(38) ルーマニア(Romania)
(14) エストニア共和国(Estonia)	(39) シンガポール共和国 (Singapore)
(15) フィンランド共和国(Finland)	(40) スロバキア共和国(Slovakia)
(16) ドイツ連邦共和国(Germany)	(41) スロベニア共和国 (Slovenia)
(17) ハンガリー共和国(Hungary)	(42) スペイン王国 (Spain)
(18) アイスランド共和国(Iceland)	(43) スウェーデン王国(Sweden)
(19) インド共和国(India)	(44) スイス連邦(Switzerland)
(20) イスラエル(Israel)	(45) アメリカ合衆国 (United States of America)
(21) イタリア共和国(Italia)	(46) ウルグアイ東方共和国(Uruguay)
(22) 日本(Japan)	(47) 中華人民共和国 (香港とマカオを除く) (People's Republic of China with the exclusion of Hong Kong and Macau)
(23) 大韓民国(Korea (Rep. Of))	
(24) ラトビア共和国(Latvia)	
(25) リヒテンシュタイン公国(Liechtenstein)	

2. カテゴリー2 BSE リスクが管理できる国又は地域 (Controlled BSE Risk) とは、

- (1) カナダ (Canada)
- (2) 中華民国台北 (台湾) (Chinese Taipei)
- (3) フランス共和国 (France)
- (4) ギリシア共和国 (Greece)
- (5) アイルランド共和国 (Ireland)
- (6) ニカラグア共和国 (Nicaragua)
- (7) ポーランド共和国 (Poland)
- (8) グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国 (United Kingdom)

3. カテゴリー3 BSE リスクがまだ評価されていない国又は地域 (Undetermined BSE Risk) とは、
カテゴリー1 またはカテゴリー2 に掲載されていない国又は地域